

令和6年度「第40回神戸市職員局区対抗駅伝競走大会」運営業務委託 募集要領

1. 趣旨

本業務は、令和6年度「第40回神戸市職員局区対抗駅伝競走大会」を開催し、職員の健康増進を図ることを目的とした事業を実施するものである。

2. 委託業務名 令和6年度「第40回神戸市職員局区対抗駅伝競走大会運営業務」

3. 業務内容 駅伝大会の目的に即した効率的な運営を図れるよう、準備から当日の運営を行う。詳細については、別紙「仕様書」のとおり

4. 大会概要

(1) 開催日 令和7年1月12日(日) 13:00 スタート (12:00 受付開始)

(2) 場 所 神戸総合運動公園

(3) 主 催 神戸市職員共済組合

共 催 神戸市職員信用組合、神戸市職員共助組合

(4) 参加人数 最大150チーム(1,050名)

5. 委託期間 委託契約締結日(令和6年10月中旬予定)から令和7年3月14日まで

6. 委託契約金額の上限 300万円(消費税10%含む)

7. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

業務委託契約については、神戸市職員共済組合委託契約約款の規定に基づいて、契約を締結する内容は神戸市職員共済組合(以下、「共済組合」という。)と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合等は、契約を締結しないことがある。

(2) 委託料の支払

委託料の支払いは、受託者が組合に対して提出する履行届書を組合が確認・検査後、受託者が請求を行い、組合は請求書受領日から30日以内に受託者に対して支払うものとする。

(3) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等から暴力団の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

8. 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと
- (3) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条に基づく除外措置を受けていないこと
- (4) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

9. スケジュール

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| (1) 公募開始（実施要領配布、組合HP掲載） | 令和 6 年 9 月 25 日（水） |
| (2) 質問受付締切 | 令和 6 年 9 月 30 日（月）午後 4 時 |
| (3) 企画提案書の提出期限 | 令和 6 年 10 月 10 日（木）午後 5 時 |
| (4) 事業者選定委員会の開催 | 令和 6 年 10 月 15 日（火）（予定） |
| (5) 選定結果通知 | 令和 6 年 10 月 16 日（水）（予定） |
| (6) 契約締結・事業開始 | 令和 6 年 10 月中旬（予定） |
| (7) 事業完了 | 令和 7 年 3 月 14 日（金） |

10. 応募手続き等に関する事項

- (1) 質問の受付
 - ① 受付期間 令和 6 年 9 月 25 日（水）～令和 6 年 9 月 30 日（月）午後 4 時まで
 - ② 提出方法 質問票（様式第 1 号）に記載し、書面又は電子メールにより送付すること。
送付先：神戸市中央区京町 72 番地 新クレセントビル 9 階
神戸市職員共済組合 企画係
E mail:tomosuke@office.city.kobe.lg.jp
 - ③ 回答は応募者全員に対して令和 6 年 10 月 4 日（金）までに電子メールにより回答する。
- (2) 参加申請書類の提出
「8. 応募資格、必要な資格・許認可等」の要件を満たしている者で、本プロポーザルに参加しようとする者は、次の書類を各 1 部提出し、必要な資格の審査を受けなければならない。
 - ① 提出書類（企画書と同時提出も可）
 - ・参加資格審査申請書（様式第 2 号）
 - ・神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式第 3 号）
 - ・その他参考書類（会社案内、同類事務事例等） 任意様式
- (3) 企画提案書及び見積書の提出
 - ① 企画提案書は A 4 版とし、様式は自由とする。

② 企画提案書の必須記載項目は以下の通りとする。(順不同)

※下記以外の事項についての提案は、場合によっては審査上の加点事項とする。

- ・本業務に対する考え方、実施方針
- ・会場の安全対策について
- ・本業務に係る参加申し込みの利用ツールと申込の流れ（アプリ利用、WEB等）
- ・計測業務の利用ツールと測定方法について
- ・本業務全体にかかる実施体制（当日運営含む）・安全管理体制
- ・個人情報の管理体制およびセキュリティ対策
- ・自由提案
- ・類似業務の実績

※体制は指揮命令系統がわかり、業務の管理責任者が明示されたものであること。

③ 見積書の必須記載項目は以下のとおりとする。

- ・提案見積金額（税抜・税込を記載すること）
- ・積算根拠（税抜き）

(4) 企画書受付期間・提出場所

① 受付期間

令和6年9月25日（水）から令和6年10月10日（木）午後5時まで

持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2

条第1項各号に掲げる市の休日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時

② 提出部数 企画提案書及び見積書 7部（正本1部、電子データ1部）

③ 提出方法 郵送又は持参による

④ 提出場所 〒650-0034 神戸市中央区京町72番地新クレセントビル9階
神戸市職員共済組合 企画係

11. 選定に関する事項

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提出された書類をもとに、業務の実施方法等についてプレゼンテーション及びヒアリング「本プロポーザル選定委員会（以下選定委員会）」を実施する。なお、プレゼンテーションは、企画書を共済組合が受理した順番に実施するものとする。

【実施日時及び場所】

参加者へ別途個別に通知する。（令和6年10月15日（火）を予定）

【実施内容】

時間は1社につき20分程度（プレゼンテーション15分以内、質疑応答5分）

プロジェクターを使用する説明の場合は、パソコン、プロジェクター機器は共済組合において用意する。

(2) 選定方法

本企画提案の審査は、選定委員会において、審査員が別紙評価基準に沿って100点満点で評価を行い、最も評価点の高い一社を受託候補者として選定する。なお、最も評価点の高い者が複数となった場合は、審査委員会の委員の合議により順位を決定し、受託候補者を選定する。

※審査員名は、個人情報保護の観点から公表しない。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接・間接を問わず、故意に接触を求めること
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行うこと

(6) 選定結果の通知および公表

選定結果は決定後速やかに全ての参加者に通知し、また組合ホームページを通じて採用業者名を公表する。

12. その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ① 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- ② すべての企画提案書は返却しない。
- ③ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。(神戸市職員共済組合個人情報保護規程に基づく公開を除く)
- ④ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- ⑤ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者のプロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒650-0034 神戸市中央区京町 72 番地 新クレセントビル 9 階
神戸市職員共済組合 企画係
電話番号：078-322-5103
Eメール：tomosuke@office.city.kobe.lg.jp

(別紙) 評価基準

評価項目	評価基準	配点
実施体制	本業務を遂行するにあたり、管理責任者および担当スタッフが十分に配置されているか。	20点
実績	本業務に関して、十分な経験と実績を有しているか。	10点
安全対策	本業務の実施にあたり、必要な安全対策がとられているか。	10点
申込受付	申込み受付業務について、最適なツール及び、効率的な方法となっているか。	10点
運営業務	当日の設営業務、運営業務、計測業務、会場との調整業務について、効率的・効果的な手法となっているか。	20点
自由提案	本事業の効果を促進する新たな企画が提案されているか。	10点
セキュリティ	個人情報の管理体制およびセキュリティ対策は十分にされているか。	5点
見積金額	事業にかかる経費は、積算根拠に妥当性があり、目的達成に効果的な配分となっているか。	5点
地元企業	提案者の本社所在地が神戸市内であること	10点
合計		100点

※地元企業加点は、本社が神戸市にある場合は満点、本社は神戸市内にないが、支社等がある場合（準地元）は満点×0.5とする。